

手術に関する施設基準

(医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術
並びに歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術)

当保険医療機関は、次の手術に関して厚生労働大臣が定める施設基準について、
関東信越厚生局長に届出をしています。

なお、症例件数は、令和7年1月～12月までの手術件数です。

(1) 区分1に分類される手術

・実施あり

肺悪性腫瘍手術等 1件

経皮的カテーテル心筋焼灼術 12件

・実施なし

頭蓋内腫瘍摘出術等、黄斑下手術等及び鼓室形成手術等

(2) 区分2に分類される手術

・実施あり

靭帯断裂形成手術等 6件

・実施なし

水頭症手術等、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等、尿道形成手術等、角膜移植術、肝切除術等及び
子宮附属器悪性腫瘍手術等

(3) 区分3に分類される手術

・実施あり

内反足手術等 5件

食道切除再建術等 4件

・実施なし

上顎骨形成術等、上顎骨悪性腫瘍手術等、バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、
母指化手術等及び同種死体腎移植術等

(4) 区分4に分類される手術

・実施件数

186件

(5) その他の区分に分類される手術

・実施あり

乳児外科施設基準対象手術 3件

ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 2件

冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)

及び体外循環を要する手術 50件

・実施なし

人工関節置換術及び人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)、経皮的冠動脈形成術、
経皮的冠動脈粥疊切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術

ハイリスク分娩管理加算の施設基準届出に係る掲示事項

1 年間の分娩件数 221件 (令和7年1月～12月までの件数)

2 配置常勤医師数 5名

3 配置常勤助産師数 16名